

令和元年第3回定例会（9月議会）
建設部 提出資料（9月18日）

建設委員会

【議案関係】

○ 都市計画課	あきたスカイドーム膜屋根更新工事請負契約の締結について	・・・ 1
○ 道 路 課	水沢橋工事請負契約の締結について	・・・ 3
○ 港湾空港課	財産の取得について	・・・ 6
○ 建築住宅課	秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料 徴収条例の一部を改正する条例案について	・・・ 7

あきたスカイドーム膜屋根更新工事請負契約の締結について

令和元年9月18日
都 市 計 画 課

1 概 要

- 令和元年8月23日に仮契約を締結したあきたスカイドーム膜屋根更新工事の請負契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第二条の規定に基づき、議会の議決に付す。

2 契約内容

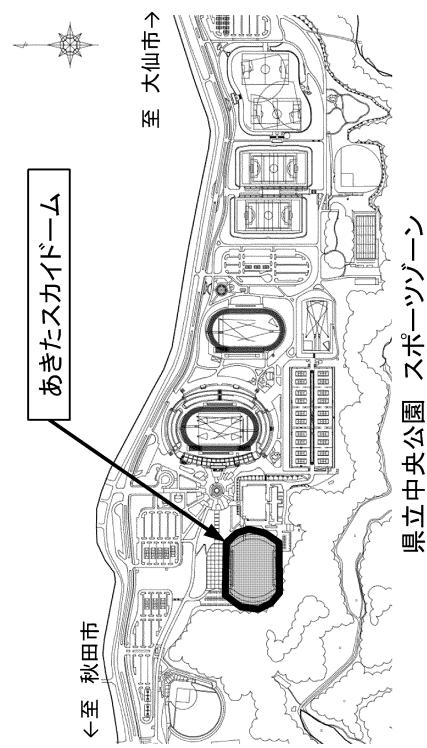
(1) 工事名	あきたスカイドーム膜屋根更新工事
(2) 公園名	県立中央公園
(3) 場 所	秋田市雄和椿川地内
(4) 工事内容	膜屋根全面張替 A = 12,132 m ² (水平投影膜屋根面積)
(5) 相 手 方	鹿島・中央土建特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社東北支店 常務執行役員支店長 勝治 博
(6) 金 額	2,218,700,000円 令和元年度 73,000,000円 令和2年度 900,000,000円 令和3年度 1,245,700,000円
(7) 工 期	契約締結の日から令和4年1月31日まで

3 スケジュール（予定）

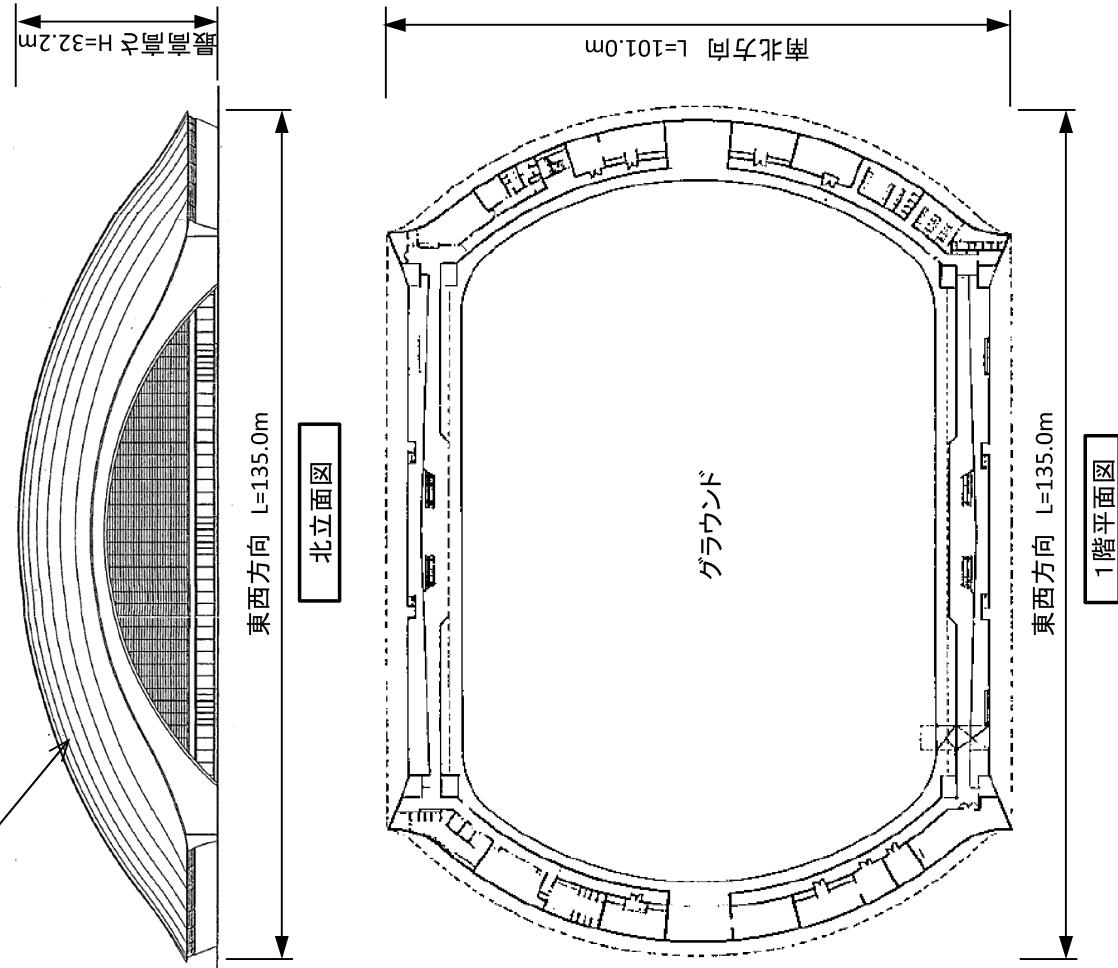
年度	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
実施内容	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		契約	設計		工場製作		現地施工			スカイドーム 使用中止		完成

あきたスカイドームの概要

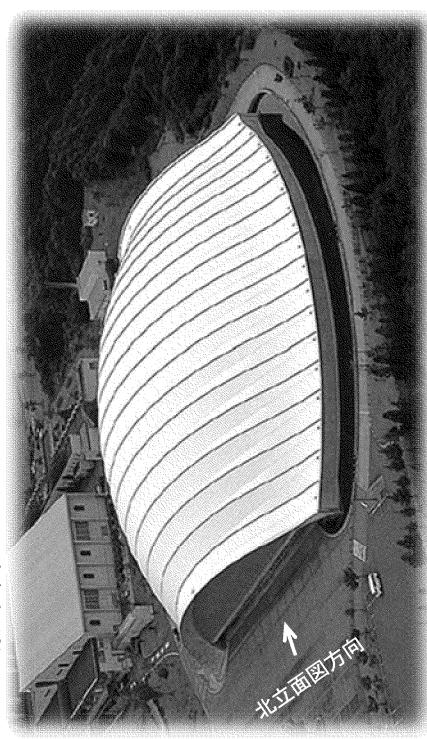
位置図



屋根膜全面張替工（水平投影膜屋根面積 A=12,132m²）



< 全景写真 >



水沢橋工事請負契約の締結について

令和元年9月18日
道 路 課

1 概要

- 令和元年8月1日に仮契約を締結した地方道路交付金工事の請負契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第二条の規定に基づき、議会の議決に付す。

2 契約内容

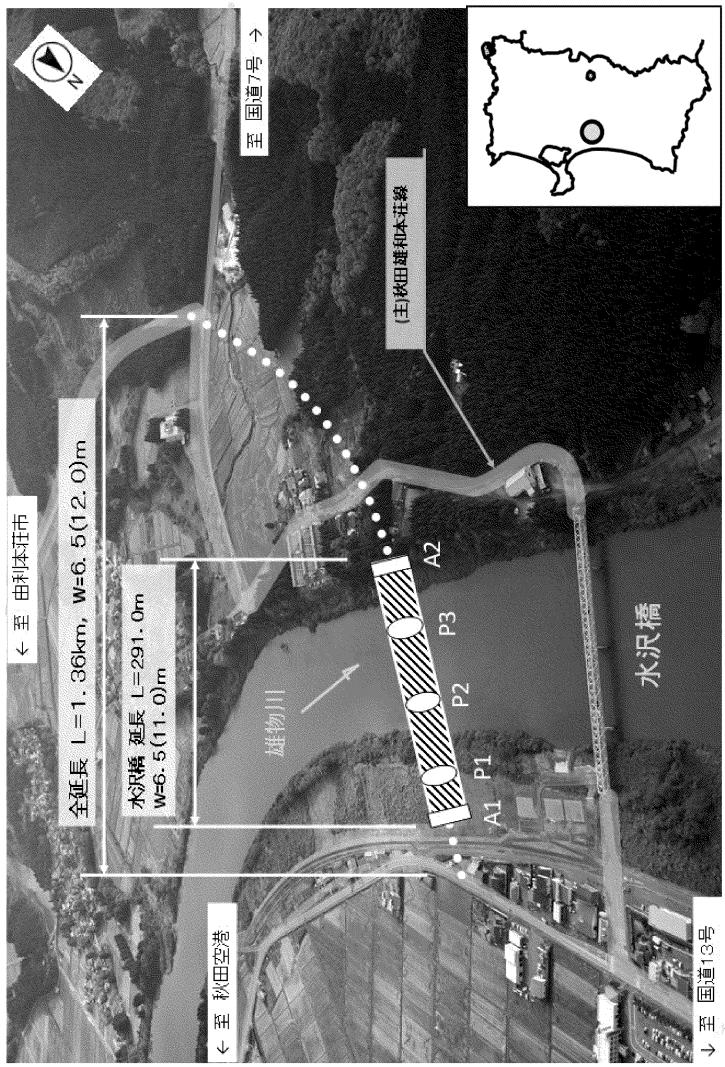
- (1) 工事名 地方道路交付金工事（橋梁補修）
(2) 路線名 主要地方道秋田雄和本荘線
(3) 場所 秋田市雄和相川地内（水沢橋）
(4) 工事内容 水沢橋 L=291.0m、W=6.5 (11.0) m
上部工製作 W=1,325.9t
上部工架設 W=1,321.6t
上部工詳細設計 1式
(5) 相手方 宮地・アキモク・東北機械特定建設工事共同企業体
代表者 宮地エンジニアリング株式会社仙台営業所
所長 久留宮 航
(6) 金額 1,556,500,000円
令和元年度 3,000,000円
令和2年度 793,000,000円
令和3年度 760,500,000円
(7) 工期 契約締結の日から令和4年1月20日まで

3 スケジュール（予定）

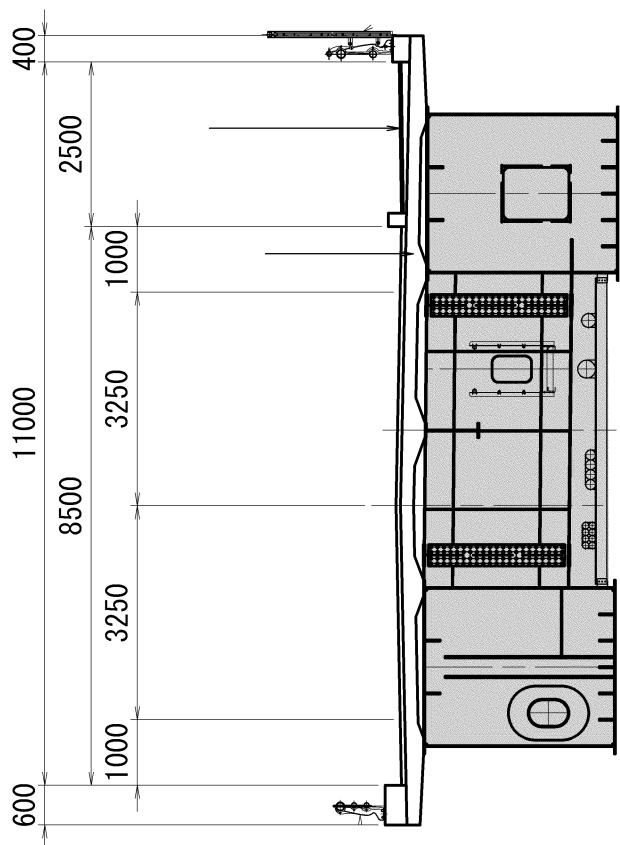
		令和元年度						令和2年度												令和3年度											
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		
橋 梁 上 部 工	準備工	契約																													
	上部工詳細設計																														
	資材調達																														
	工場製作工																														
	架設工																														
	後片付																														

主要地方道 秋田雄和本荘線 水汎橋 工事概要

位置図

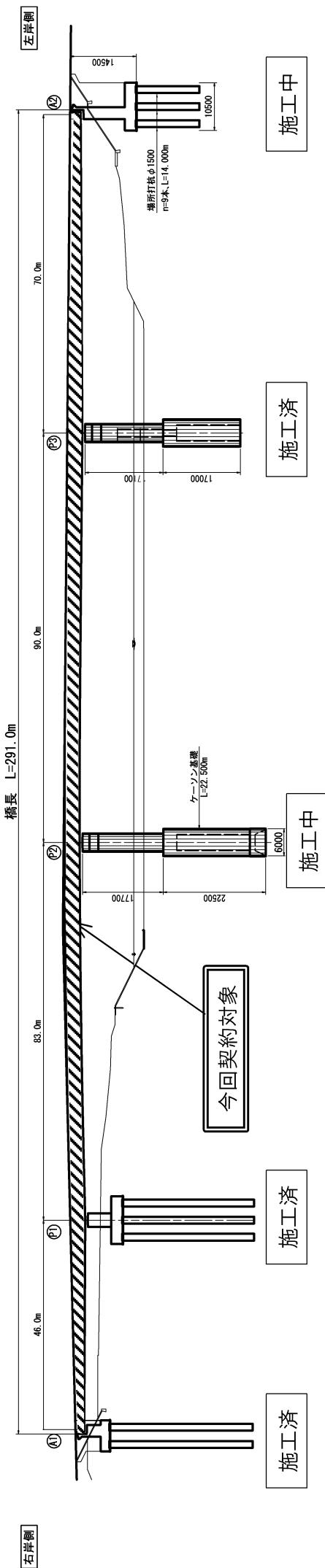


断面図



R1~R2 (債務) 下部工 (P2橋脚・A2橋台) [一般土木]
ニューマチックケーソン基礎
場所打ち杭基礎
上部工製作・架設 [鋼構造物]

側面図



財産の取得について

令和元年9月18日
港湾空港課

1 概要

- 老朽化した空港用除雪車の更新については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第三条に規定される、「予定価格7千万円以上の動産の買入れ」に該当することから、議会の議決に付す。

2 内容内訳

取 得 品	空港用高速 ロータリー除雪車	空港用高速 スイーパー除雪車	空港用高速 プラウ除雪車
納 入 場 所	秋田空港	大館能代空港	大館能代空港
数 量	1台	2台	2台
契 約 金 額 (税込)	92,950,000円	93,170,000円	77,467,588円
契約相手方	横手市駅前町 7番30号 打川自動車株 代表取締役 打川 敦	秋田市山王二丁目 1番60号 (株)加藤製作所 秋田営業所 所長 佐藤 晶	秋田市寺内字蛭根 85番地の14 UDトラックス株 秋田カスタマーセンター カスタマーセンター長 柴田 将人
契 約 日 程	①入札公告 令和元年5月17日 ～6月25日 ②開 札 令和元年 7月 1日 ③仮 契 約 令和元年 7月 5日 ④納入期限 令和2年10月30日	令和元年5月17日 ～6月25日 令和元年 7月 1日 令和元年 7月 12日 令和2年 8月31日	令和元年5月17日 ～6月25日 令和元年 7月 1日 令和元年 7月 17日 令和2年 8月31日
写 真	(現車両) 	(現車両) 	(現車両) 
現車両取得日	平成11年10月	平成9年12月	平成9年12月

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例 の一部を改正する条例案について

令和元年9月18日
建築住宅課

1 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の改正により、建築物のエネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）の認定の対象に、複数の建築物の連携による取組が追加されたことに伴い、複数建築物の向上計画の認定を受けようとする者等から手数料を徴収する必要がある。

2 改正内容

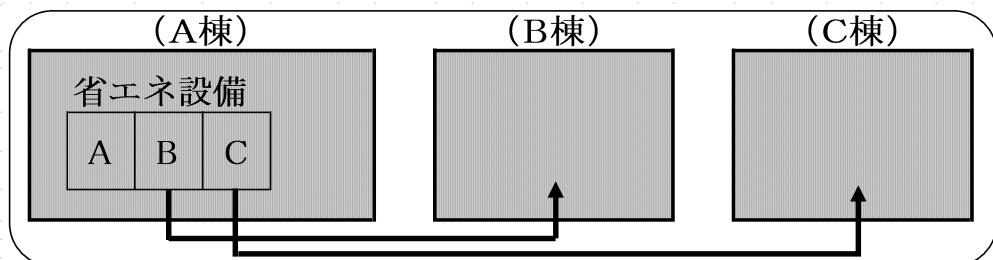
- (1) 複数建築物の向上計画の認定に係る手数料は、対象建築物ごとに適用される現行の手数料を合算した額とする。（第2条第1項第3号関係）
- (2) 複数建築物の向上計画の変更の認定に係る手数料は、変更建築物又は追加建築物ごとに適用される現行の手数料を合算した額とする。（第2条第1項第4号関係）

3 施行期日

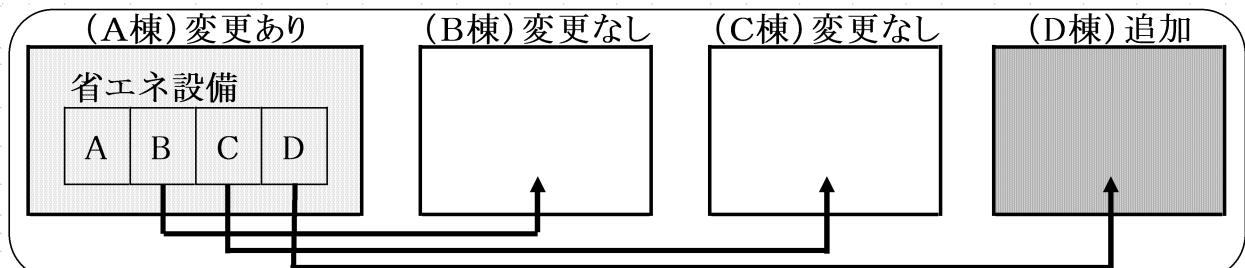
この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行することとする。

【参考】複数建築物の認定手数料のイメージ

- (1) 向上計画の認定手数料 ⇒ A棟の手数料 + B棟の手数料 + C棟の手数料



- (2) 向上計画の変更認定手数料 ⇒ A棟の変更手数料 + D棟の手数料



(→ : エネルギーの供給を示す)

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(手数料の額)	(手数料の額)
第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一・二 略	一・二 略
三 法第三十条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）の認定申請一件につき、次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額	三 法第三十条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）の認定申請一件につき、次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(1) 次に掲げる建築物に係る向上計画（（2）に掲げるものを除く。）に係る向上計画 二万九千円（当該向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあつては、五千円）	(1) 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。） 二万九千円（当該向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあつては、五千円）
(2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）又は複合建築物（住宅部分に限る。） 向上計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額	(2) 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る向上計画 二万九千円（当該向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあつては、五千円）
(3) 複合建築物 向上計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画に係る非住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額	(3) 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。） 向上計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それ
(4) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。） 向上計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それ	(4) 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。） 向上計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）

(二) 法第二十九条第三項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）に関する事項（同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合の向上計画 当該向上計画に記載されている申請建築物等（同項に規定する申請建築物及び他の建築物をいう。以下同じ。）ごとに(一)に掲げる向上計画の認定の申請があつたものとみなした場合における(1)から(4)までに定める額を合算した額

(二) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）又は複合建築物の住宅部分に係る向上計画 向上計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画に係る非住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額

(三) 複合建築物に係る向上計画 向上計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画に係る非住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額

(四) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る向上計画 向上計画に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）

四 法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更 (二) (2)に掲げるものを除く。 (二) 次に掲げる変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 前号(一)に掲げる建築物 一万四千五百円（変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあつては、一千五百円）

四 法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更 (二) (2)に掲げるものを除く。 (二) 次に掲げる変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 前号(一)に掲げる建築物 一万四千五百円（変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあつては、一千五百円）

第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める

者が証する書類を提出する場合にあつては、二千五百円)

(2) 前号(一)(2)に掲げる建築物 変更に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

(3) 前号(一)(3)に掲げる建築物 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

イ 非住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

(4) 前号(一)(4)に掲げる建築物 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

(二) (一)に掲げる変更以外の向上計画の変更 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(1) 向上計画に記載されている申請建築物等に係る変更 当該変更に係る申請建築物等ごとに(一)に掲げる変更の認定の申請があつたものとみなした場合における(一)(1)から(4)までに定める額を合算した額

(2) 向上計画に他の建築物に関する事項を新たに記載する場合の変更 当該他の建築物に関する事項に係る他の建築物ごとに前号(一)に掲げる向上計画の認定の申請があつたものとみなした場合における同号(一)(1)から(4)までに定める額を

(二) 前号(二)に掲げる向上計画の変更 変更に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

(三) 前号(二)に掲げる向上計画の変更 次に掲げる額を合算した額

(1) 住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額。

(2) 非住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額。(変更後の向上計画に係る非住宅部分が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

(四) 前号(四)に掲げる向上計画の変更 変更に係る非住宅建築物全体の床面積又は非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額。(変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

2 五 略
一の建築物の住宅部分について省令第二十三条第一項に規定する添付図書が共通である複数の向上計画の認定の申請が同時に行われる場合の手数料の額は、前項第三号(一)(2)又は(3)に定める額(一)を当該申請の数で除した額とする。

3 五 略
一の建築物の住宅部分について省令第二十七条に規定する添付図書が共通である複数の向上計画の変更の認定の申請が同時に行われる場合の手数料の額は、第一項第四号(一)(2)に定める額又は同じ号(一)(3)アに掲げる額に二分の一を乗じて得た額を当該申請の数で除した額とする。

2 五 略
一の建築物の住宅部分について省令第二十三条第一項に規定する添付図書が共通である複数の向上計画の認定の申請が同時に行われる場合の手数料の額は、前項第三号(二)又は(三)に定める額(一)を当該申請の数で除した額とする。

3 五 略
一の建築物の住宅部分について省令第二十七条に規定する添付図書が共通である複数の向上計画の変更の認定の申請が同時に行われる場合の手数料の額は、第一項第四号(二)に定める額又は同じ号(三)(1)アに掲げる額に二分の一を乗じて得た額を当該申請の数で